

鳥羽商船高等専門学校奨学後援会会則

制 定 昭和42年 6月 1日

最終改正 平成21年 6月21日

(名称)

第1条 本会は、鳥羽商船高等専門学校奨学後援会と称し、事務所を鳥羽商船高等専門学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、鳥羽商船高等専門学校の教育活動を後援し、拡充発展をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生生活に必要な助成及び援助
- (2) 学生の課外活動に必要な助成及び援助
- (3) 学生の就職活動に必要な助成及び援助
- (4) 学生の指導に必要な助成及び援助
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、鳥羽商船高等専門学校学生の保護者又はこれに代わる者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人（総務担当及び会計担当）
- (3) 理 事 11人以上13人以内
- (4) 監 事 2人

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、総務及び会計に関する事務を整理する。
ただし、会長に事故あるときは、会長からあらかじめ指名された副会長がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の運営にあたる。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法による。

- 2 会長、副会長及び監事は、総会で理事のなかから選出する。
- 3 理事は、各学科別の学年ごとの学級に応じた会員のうちから、各1人総会で選出する。
- 4 前項に定めるもののほか、専攻科の会員から理事1人を総会で選出する。
- 5 前2項の理事のほか、会長が必要と認めたときは、総会の承認を得て定数以内の理事を加えることができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期の終期は、役員となった年度の翌年度の総会までとし、後任者が決定するまでの間、役員の仕事を継続するものとする。

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で組織する。

- 2 理事会は、本会の事業計画の立案、予算決算及び総会に付すべき事項を審議し、決定し、会務の執行事項を行う。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは総務担当の副会長がその職務を代行する。
- 4 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。
- 5 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回、定期的に行われ、会長が招集する。

- 2 総会は、事業の実施計画、予算決算、役員を選出その他本会の重要事項について審議する。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(臨時総会)

第11条 会長は、理事会の決議又は会員20人以上の請求があったときは、臨時の総会を招集しなければならない。

(顧問)

第12条 本会に、会長の諮問に応じて意見を聞くため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の会長又は副会長の経験者である会員のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(経費等)

第13条 本会の経費は、入会金、会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 入会金及び会費については、別表のとおりとする。ただし、商船学科の練習船実習課程期間の会費は、半額とする。
- 3 鳥羽商船高等専門学校の本科から専攻科に進学した場合の入会金は、免除する。
- 4 会費は、前学期分は4月、後学期分は10月にそれぞれ6月分を納入するものとする。
- 5 学生が学期の途中で休学した場合の会費は、休学した日の属する日の翌月から復学する日の属する月の前月まで免除するものとし、退学の場合は、退学する日の属する月まで納入するものとする。ただし、すでに納入済の会費は、返還しないものとする。
- 6 本会の事業を実施するため、理事会の承認を得て経費の一部を鳥羽商船高等専門学校へ寄附することができる。

(会計)

第14条 本会の経費の受入れ及び支払業務等については、鳥羽商船高等専門学校に委託する。

- 2 理事会は、前年度の事業報告及び収支決算を作成し、総会の承認を求めるものとする。ただし、収支決算については、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第16条 この会則の改正は、理事会の審議を経て、総会の議決を要する。

(事務)

第17条 会長は、理事会の会務の執行事務及び事業の実施に伴う事務を行うため、職員を雇用することができる。

2 職員は、鳥羽商船高等専門学校学生課に配置し、同校学生課長の指揮監督を受ける。

(細則への委任)

第18条 第3条に定める事業の実施に関し必要な細則は、会長が別に定める。

別表（第13条第2項関係）

区 分	金 額
入会金	4,000円
会 費	月額 2,400円

附 則

この会則は、昭和42年6月1日から実施する。

附 則(昭和57年6月19日一部改正)

この会則は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則(昭和58年6月23日一部改正)

この会則は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則(昭和60年6月22日一部改正)

この会則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則(平成3年6月22日一部改正)

この会則は、平成3年6月22日から実施する。

附 則(平成7年4月1日一部改正)

この会則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則(平成13年6月24日一部改正)

この会則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則(平成17年6月19日一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則(平成20年6月22日一部改正)

この会則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成21年6月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。